

修了試験時  
持込不可

東京都排出総量削減義務と排出量取引制度  
2025年度検証主任者等講習会 資料②

# 総量削減義務と排出量取引制度における その他ガス削減量検証ガイドライン

以下の点にご注意ください。

- ※修了試験時に本資料を机上へ置いている場合、試験を中断し、退出いただきます。
- ※本資料は、次のガイドラインに基づいて作成されています。

その他ガス排出量算定ガイドライン（令和6年9月版）

その他ガス削減量算定ガイドライン（令和6年9月版）

その他ガス削減量検証ガイドライン（令和6年9月版）



東京都環境局

# 目 次

## 第1部 はじめに

第1章 本ガイドラインの位置付け

## 第2部 検証の進め方

第1章 有効化検証、基準排出量検証及び削減量検証

第2章 検証計画の策定

第3章 モニタリング計画書の有効化検証の実施

第4章 その他ガスの基準排出量検証の実施

第5章 その他ガスの削減量検証の実施

第6章 検証結果のとりまとめと報告

## 第3部 その他ガス削減量の検証方法と判断規準

第1章 算定範囲の設定

第2章 モニタリング方法

※ なお、本資料中、重要な部分は下線を引いております。





# 様式一覧

平成21年度東京都告示第1234号別記第8号様式 検証結果報告書

A号様式 検証結果の詳細報告書（モニタリング計画）

B号様式 検証結果の詳細報告書（基準排出量）

C号様式 検証結果の詳細報告書（削減量）

D号様式 その他ガスモニタリング計画書検証チェックリスト

E号様式 その他ガス基準排出量検証チェックリスト

F号様式 その他ガス削減量検証チェックリスト



# 第1章 本ガイドラインの位置付け

(その他ガス削減量検証GL pp.1-3)

- 削減量及びモニタリング計画が本ガイドラインに基づき算定・報告されていることを検証する手順、確認方法及び判断規準を記載
- 検証業務は、都に登録した法人に限定
- 削減義務量に充当する「その他ガス（特定温室効果ガス以外の温室効果ガス）」の以下の検証を行う上で、検証機関が遵守すべき事項
  - モニタリング計画の有効化検証
  - 基準排出量検証
  - 削減量検証

※検証に求められる要件及び登録のための手続については、  
「検証機関の登録申請ガイドライン」を参照



# 第1章 有効化検証、基準排出量検証及び削減量検証

第2章 検証計画の策定

第3章 モニタリング計画書の有効化検証の実施

第4章 その他ガスの基準排出量検証の実施

第5章 その他ガスの削減量検証の実施

第6章 検証結果のとりまとめと報告



# 第1章 有効化検証、基準排出量検証及び削減量検証

(その他ガス削減量検証GL pp.4-6)

- 検証先事業所がその他ガスの削減量を義務履行に使用する場合は、以下の手順が必要となる。

1. モニタリング計画作成

2. モニタリング計画の有効化検証

(注1) 削減計画期間終了時点のモニタリング計画を変更することなく次の削減計画期間に適用する場合を除く。

3. モニタリング計画の東京都への申請・承認

(注2) 算定対象年度の前年度12月末日又は特定地球温暖化対策事業所の指定を受けた日から90日後のいずれか遅い日まで。

ただし、2025年度に、2010年度以降から申請前年度のうち連続する3年度を基準年度とし、その他ガス削減量を算定する事業所については、2025年9月末日までに申請する。

4. 基準排出量の検証

(注3) 削減計画期間終了時点のモニタリング計画を変更することなく次の削減計画期間に適用する場合の基準排出量を除く。

5. 基準排出量の東京都への申請・承認

6. 削減量の検証

7. 削減量の東京都への申請・承認



# 第1章 有効化検証、基準排出量検証及び削減量検証

(その他ガス削減量検証GL p.6)

- 有効化検証、基準排出量検証及び削減量検証の流れ

検証の計画（第2章）



検証の実施（第3章、第4章又は第5章）



検証結果のとりまとめと報告（第6章）



# 第2章 検証計画の策定 (その他ガス削減量検証GL pp.7-9)

## 1 検証計画に関する書類の作成

- (1) 利害相反の回避の確認
- (2) 検証業務を行う人員の編成
- (3) 検証先事業所の概要把握
- (4) 検証留意事項の評価
- (5) その他ガスの種類ごとの排出量に対する検証方法の設定
- (6) 品質管理手続における確認項目



# 第2章 検証計画の策定 (その他ガス削減量検証GL pp.7-9)

## 1 検証計画に関する書類の作成

### (1) 利害相反の回避の確認

- 契約締結するときに利害関係に係る事項に抵触していないことを確認。  
※「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章  
2 業務遂行上の遵守事項 (1)利害相反の回避を参照。

### (2) 検証業務を行う人員の編成

- 検証主任者及び検証担当者で検証業務を担当する人員を編成。
- 担当する全ての人員が「検証機関の登録申請ガイドラインに定める利害相反に抵触していないことを確認。
- 技術専門家を検証業務に帯同させてもよい。



### (3) 検証先事業所の概要把握 (その他ガス削減量検証GL p.8)

- ・検証先事業所の事業内容、削減対象活動に関する概要把握のための情報を予め入手する必要がある。

#### 概要把握のための情報（例）

##### <共通（必須）>

- ・モニタリング計画書（削減量検証時には東京都承認済みのもの）
- ・特定温室効果ガス排出量算定報告書（対象年度分、過去年度分）
- ・その他ガス削減量算定報告書（対象年度分、過去年度分）

##### <事業概要>

- ・対象事業所の概要（パンフレットなど）、CSR・環境報告書、事業内容の説明資料、公式ホームページ、テナント一覧表等

##### <削減対象活動（モニタリングポイントの特定に係る資料）>

- ・プロセス工程図、データ計測箇所の情報、対象活動に係る設備・機器に関する資料、測定方法に関する資料、マテリアルバランス表等

##### <算定活動概要資料>

- ・購買伝票の種類と数、測定データの種類と量、データの収集・集計方法等



### (4) 検証留意事項の評価（その他ガス削減量検証GL pp.8-9）

- ・ 検証留意事項とは、検証主任者等が誤りを見過ごす可能性を生じさせる事項
- ・ モニタリング計画書、削減量算定報告書の記載情報の誤りが含まれる検証留意事項を評価し、対応手続を決定しなければならない。

検証先の事業所名称			
指定番号			
検証の対象年度			
2 検証留意事項の評価とその対応策			
検証留意事項	対応策	対応策実施後の評価	
(注) 桁が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。			
3 検証結果の品質管理手続の概要			
実施日	実施者	テーマ・名称	結果の概要



### (5) その他ガスの種類ごとの排出量に対する検証方法の設定

(その他ガス削減量検証GL p.9)

- 検証主任者等は、検証方法を「全数検証」と「サンプリング検証」から選択しなければならない。
- サンプリング検証を用いる場合、サンプリングに関する手順をあらかじめ定め、サンプリング計画に関する書類を作成しなければならない。



### (6) 品質管理手続における確認項目 (その他ガス削減量検証GL p.9)

- プロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施するにあたり、確認すべき項目について検証計画に関する書類に記載すること。
- 検証業務規程にその他ガス削減量に関する品質管理手続の定めがある場合は、検証計画に関する書類に記載する必要はない。



# 第2章 検証計画の策定 (その他ガス削減量検証GL pp.7-9)

## 2 検証スケジュールの作成及び提出

- 検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証工程を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ検証先の事業者に提出すること。



# 第3章 モニタリング計画書の有効化検証の実施

(その他ガス削減量検証GL p.10)

## モニタリング計画書の有効化検証とは

**モニタリング計画書**が「その他ガス削減量算定ガイドライン」に従っているか、また、検証方法と判断規準に適合して作成されているかを確認する。

※検証先事業所で現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へヒアリング等の検証が必要

検証開始前に、検証主任者にあっては検証主任者登録証、検証担当者にあっては検証主任者等講習会修了証を事業者に提示

### 1 事前説明

検証に先立ち、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について十分に説明。

### 2 検証チェックリストを用いた検証

検証チェックリストに示すそれぞれの検証チェック項目によりガイドラインに従っていることの検証を実施。



## 検証チェックリスト（D号様式）を用いた検証

（その他ガス削減量検証GL pp.10-11）

- ① 基本的には記載された順番どおりに検証チェック項目の検証を行うことが望ましい。
- ② 本ガイドラインのモニタリング方法の検証のポイントに示す根拠資料や確認手段の中から選択し、根拠とした資料欄にチェックして資料の名称を記入する。  
※現地の目視確認又は担当者等へのヒアリングのみは原則認められない。
- ③ 選択した根拠資料に基づき、検証チェック項目の検証結果欄の「適合／不備あり／不明／該当なし」のいずれかにチェックし、判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。
- ④ 不備あり／不明の場合は、事業者の対応を記載する。

該当するモニタリング 計画書の章番号		①検証する項目 の内容	②判断の根拠 とした資料	③検証結果	③判断理由	④不備あり/不明のとき の事業者の対応
モニタリン グ計画書 の章番号	検証チェック項目	根拠とした資料	検 証 結 果			
			適合	不備 あり	不明	該当 なし
1	<事業者・事業所の概要等> 記載された内容が、実態の事業者概要と一致しているか。	<input type="checkbox"/> 特定温室効果ガス排出量算定報告書（ 年度 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
2	<モニタリング計画の概要> 「基準年度」「適用対象期間」「削減活動の種類」に記載されている内容が、「2 削減活動と算定範囲の概要」と相違ないか。	<input type="checkbox"/> 「2 削減活動と算定範囲の概要」 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
3	<モニタリング計画の概要> モニタリング計画の変更に伴う有効化検証の場合、「変更前の承認番号」に記載されている内容が、変更前の東京都承認済みの「モニタリング計画書」と相違ないか。	<input type="checkbox"/> 変更前のその他ガス削減量モニタリング計画書 (承認番号： ) <input type="checkbox"/> その他（ ）				
4	1(1)<事業所範囲> 事業所範囲が特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに従い正しく捉えられているか。	<input type="checkbox"/> 特定温室効果ガス排出量算定報告書（ 年度 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
5	1(2)<事業活動と排出活動一覧> 事業活動や排出活動は正しく把握されているか。	<input type="checkbox"/> 公的届出文書、公的資料（ ） <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）  (注) 1(1)で一つの事業所とした各建物等について検証し、根拠資料を明らかにすること。				

### 検証チェックリスト（D号様式）を用いた検証

（その他ガス削減量検証GL pp.10-11）

#### ＜検証結果の判断＞

根拠資料や確認手段に基づき、検証チェック項目の検証結果をガイドラインの「第3部 検証方法と判断規準」および下表に従って判断し、「検証結果」欄の「適合／不備あり／不明／該当なし」のいずれかにチェックする。

※事業者が東京都と協議した項目があっても、検証機関として、ガイドラインに基づく検証を行って結果を示す必要がある。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	「モニタリング計画書」に記載された情報が、「その他ガス削減量算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報があるにも関わらず「モニタリング計画書」に記載が無い、又は記載された情報が、「その他ガス削減量算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、「モニタリング計画書」に記載された情報が「その他ガス削減量算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているかどうかの判断ができない。
該当なし	事業所の排出形態が項目に該当しない。事実が存在しないことの確認が必要な場合は「該当なし」としてはならない。

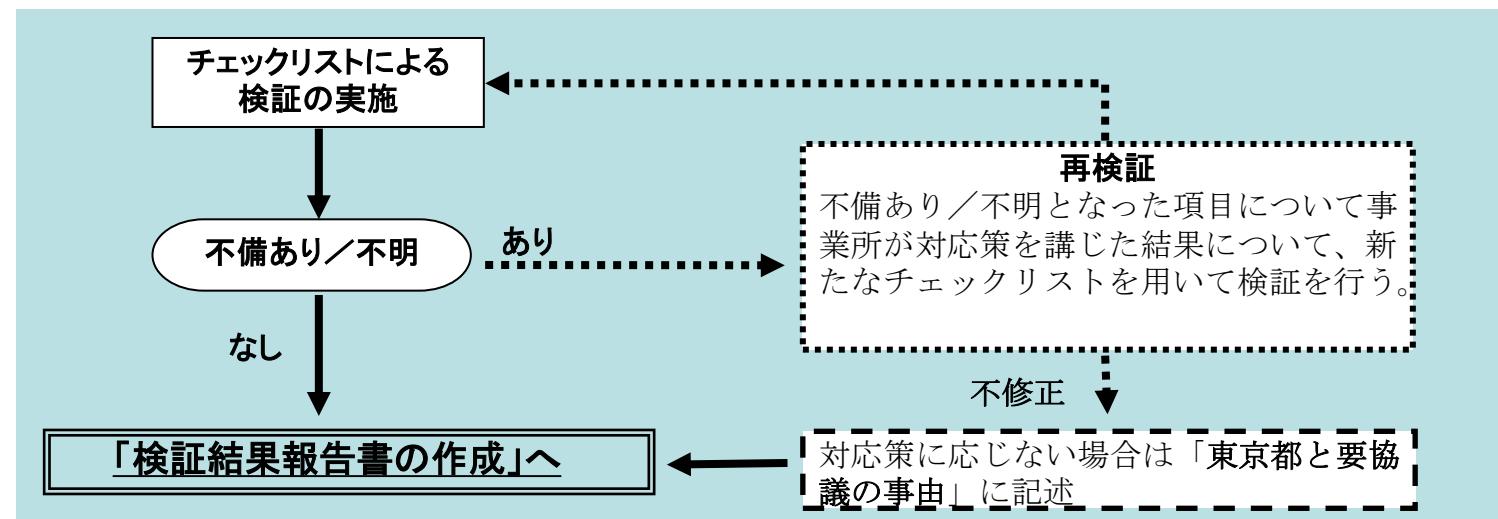


### 検証チェックリスト（D号様式）を用いた検証

（その他ガス削減量検証GL pp.11-12）

#### ■ 不備あり／不明の場合の対応、再検証の実施

- ① 不備あり／不明と判断したバージョンのチェックリストを保存。
- ② 新たなチェックリスト（バージョンを更新する）を用いて、不備あり／不明の箇所だけ再検証を行う。事業所が修正するなどの対応策を講じた結果を記録し、その結果、適合と判断した場合は判断結果を「適合」とする。
- ③ 事業所が対応策に応じない場合は、そのまま再検証を行わず「東京都と要協議の事由」に記述する。



### 3 モニタリング方法の検証のポイント (その他ガス削減量検証GL p.12)

- 「その他ガス削減量算定ガイドライン 第2部 第3章 2 モニタリング方法の原則」に沿っているかを判断する。

(例)

- プロセスフロー図、モニタリングポイント等について、モニタリング計画書の記載と排出活動の実態が一致しているか。
- 記載されたその他ガス削減量算定に関する排出活動に漏れはないか。
- 算定に使用する数値が要求される有効桁数を満足しているか。



### 4 検証機関による質問 (その他ガス削減量検証GL p.12)

- 基本的に検証に関する質問は検証機関から東京都へ行うものとする。
  - 本ガイドラインの基準では判断できない場合。
  - 東京都が別に定める「検証機関の質問様式」を用いる。
  - 質問事項に対する判断の案を添える。
  - 東京都が判断するための情報を添付する。



# 第4章 その他ガスの基準排出量検証の実施

(その他ガス削減量検証GL p.13)

## 基準排出量の検証とは

**基準排出量算定報告書**が「その他ガス削減量算定ガイドライン」に従っていること、本ガイドラインの判断規準に適合して作成されていることを確認する。

※原則として検証先事業所で現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へヒアリング等の検証が必要（書類等の確認のみであっても変更がないことが明らかであると合理的に説明できる場合はこの限りではない。）

検証開始前に、検証主任者にあっては検証主任者登録証、検証担当者にあっては検証主任者等講習会修了証を事業者に提示

### 1 事前説明

検証に先立ち、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について十分に説明。

### 2 検証チェックリストを用いた検証

検証チェックリストに示すそれぞれの検証チェック項目によりガイドラインに従っていることの検証を実施。



## 検証チェックリスト（E号様式）を用いた検証

(その他ガス削減量検証GL pp. 13-14)

- ① 基本的には記載された順番どおりに検証チェック項目の検証を行う。
- ② 本ガイドラインの排出量データの検証に示す根拠資料や確認手段の中から選択し、根拠とした資料欄にチェックして資料の名称を記入する。  
※現地の目視確認又は担当者等へのヒアリングのみは原則認められない。
- ③ 選択した根拠資料に基づき、検証チェック項目の検証結果欄の「適合／不備あり／不明／該当なし」のいずれかにチェックし、判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。
- ④ 不備あり／不明の場合は、事業者の対応も記載する。

該当する算定報告書の章番号		①検証する項目の内容	②判断の根拠とした資料	③検証結果	③判断理由	④不備あり/不明のときの事業者の対応
No.	基準排出量算定報告書の章番号	検証チェック項目	根拠とした資料	検証結果	検証結果の判断理由	適合でない場合の事業者の対応
1	<事業者・事業所の概要等> 記載されている内容が、「その他ガス削減量モニタリング計画書」に記載されている内容から変更がないか、もしくは以下の項目に関係する事項で変更があった場合、変更点がモニタリング計画及び削減量に影響しないか。  ・事業活動の内容及び実施有無 ・排出活動の内容及び実施有無 ・削減活動の内容及び実施有無 ・算定手法の選定 ・モニタリングポイントの設定  (注)影響しない場合→「適合」、影響する場合→「不備あり」とする	□その他ガス削減量モニタリング計画書 (承認番号： □その他 ( ) )	適合 不備あり 不明 該当なし			
2	<算定方法の概要> 記載されている内容が、「その他ガス削減量モニタリング計画書」に記載されている内容から変更がないか、もしくは以下の項目に関係する事項で変更があった場合、変更点がモニタリング計画及び削減量に影響しないか。  ・事業活動の内容及び実施有無 ・排出活動の内容及び実施有無 ・削減活動の内容及び実施有無 ・算定手法の選定 ・モニタリングポイントの設定  (注)影響しない場合→「適合」、影響する場合→「不備あり」とする	□その他ガス削減量モニタリング計画書 (承認番号： □その他 ( ) )				

### 検証チェックリスト（E号様式）を用いた検証

(その他ガス削減量検証GL pp. 13-14)

#### <検証結果の判断>

根拠資料や確認手段に基づき、検証チェック項目の検証結果をガイドラインの「第3部 検証方法と判断規準」および下表に従って判断し、「検証結果」欄の「適合／不備あり／不明／該当なし」のいずれかにチェックする。

※事業者が東京都と協議した項目があっても、検証機関として、ガイドラインに基づく検証を行って結果を示す必要がある。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	「その他ガス基準排出量算定報告書」に記載された情報が、「その他ガス削減量算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報があるにも関わらず「その他ガス基準排出量算定報告書」に記載が無い、又は記載された情報が、「その他ガス削減量算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、「その他ガス基準排出量算定報告書」に記載された情報が「その他ガス削減量算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているかどうかの判断ができない。
該当なし	事業所の排出形態が項目に該当しない。事実が存在しないことの確認が必要な場合は「該当なし」としてはならない。

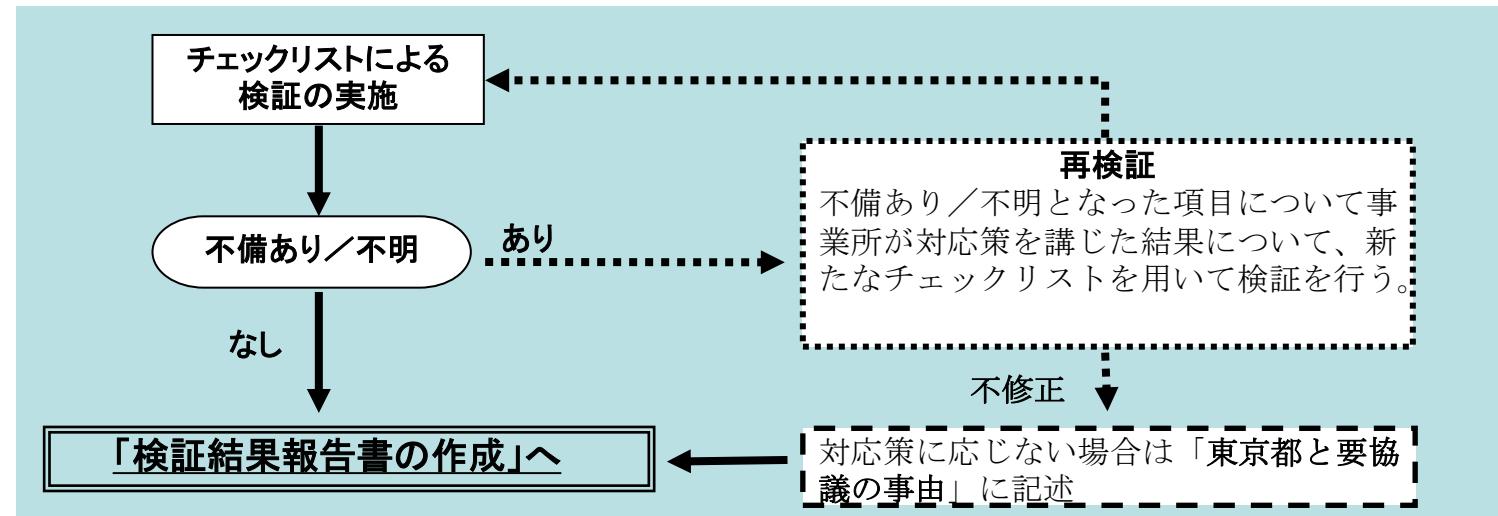


### 検証チェックリスト（E号様式）を用いた検証

(その他ガス削減量検証GL pp. 14-15)

#### ■ 不備あり／不明の場合の対応、再検証の実施

- ① 不備あり／不明と判断したバージョンのチェックリストを保存。
- ② 新たなチェックリスト（バージョンを更新する）を用いて、不備あり／不明箇所だけ再検証を行う。事業所が修正するなどの対応策を講じた結果を記録し、その結果、適合と判断した場合は判断結果を「適合」とする。
- ③ 事業所が対応策に応じない場合は、そのまま再検証を行わず「東京都と要協議の事由」に記述する。



### 3 排出量データの検証 (その他ガス削減量検証GL p.15)

#### 全数検証とサンプリング検証

- 基本的に算定に使用したデータ全てを検証する。
- 根拠データ多数で全数の検証が困難な場合は、サンプリングによる検証も可能。
- 検証機関はサンプリングの手順をあらかじめ定めておかなければならず、検証主任者等は定めた手順で行う。
- サンプリングによる誤差の評価が真の排出量に対して5%未満となるように設定する。
- 検証結果報告書の所定の欄にサンプリングについて記載する。
- サンプリング計画に関する書類（サンプリング検証を行った根拠データ、サンプリングのカバー率、誤差、誤差率）の作成が必要。

※サンプリング検証によって発見された誤差についても、事業者へ修正を求める。



# 第5章 その他ガスの削減量検証の実施 (その他ガス削減量検証GL p.17)

## 削減量算定報告書の検証とは

- ・ **削減量算定報告書**が「その他ガス削減量算定ガイドライン」に従っていること、本ガイドラインの判断規準に適合して作成されていることを確認する。
- ・ 基準排出量から削減量が正しく算定されていることを確認する。

※原則として検証先事業所で現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へヒアリング等の検証が必要

（書類等の確認のみであっても変更がないことが明らかであると合理的に説明できる場合はこの限りではない。）

検証開始前に、検証主任者にあっては検証主任者登録証、検証担当者にあっては検証主任者等講習会修了証を事業者に提示

### 1 事前説明

検証に先立ち、検証業務の理解を促進するため、検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について十分に説明。

### 2 検証チェックリストを用いた検証

検証チェックリストに示すそれぞれの検証チェック項目によりガイドラインに従っていることの検証を実施。



### 検証チェックリスト（F号様式）を用いた検証

(その他ガス削減量検証GL pp.17-18)

- ①基本的には記載された順番どおりに検証チェック項目の検証を行う。
- ②本ガイドラインの排出量データの検証に示す根拠資料や確認手段の中から選択し、根拠とした資料欄にチェックして資料の名称を記入する。  
※現地の目視確認又は担当者等へのヒアリングのみは原則認められない。
- ③選択した根拠資料に基づき、検証チェック項目の検証結果欄の「適合／不備あり／不明／該当なし」のいずれかにチェックし、判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。
- ④不備あり／不明の場合は、事業者の対応も記載する。

該当する算定報告書の章番号	①検証する項目の内容	②判断の根拠とした資料	③検証結果	③検証結果の判断理由	④不備あり/不明のときの事業者の対応
1  削減量算定報告書の章番号	<p>①検証する項目の内容</p> <p>②判断の根拠とした資料</p> <p>③検証結果</p> <p>④不備あり/不明のときの事業者の対応</p>				
1  削減量算定報告書の章番号	<p>①検証する項目の内容</p> <p>②判断の根拠とした資料</p> <p>③検証結果</p> <p>④不備あり/不明のときの事業者の対応</p>				

### 検証チェックリスト（F号様式）を用いた検証

(その他ガス削減量検証GL pp.17-18)

#### <検証結果の判断>

根拠資料や確認手段に基づき、検証チェック項目の検証結果をガイドラインの「第3部 検証方法と判断規準」および下表に従って判断し、「検証結果」欄の「適合／不備あり／不明／該当なし」のいずれかにチェックする。

※事業者が東京都と協議した項目があっても、検証機関として、ガイドラインに基づく検証を行って結果を示す必要がある。

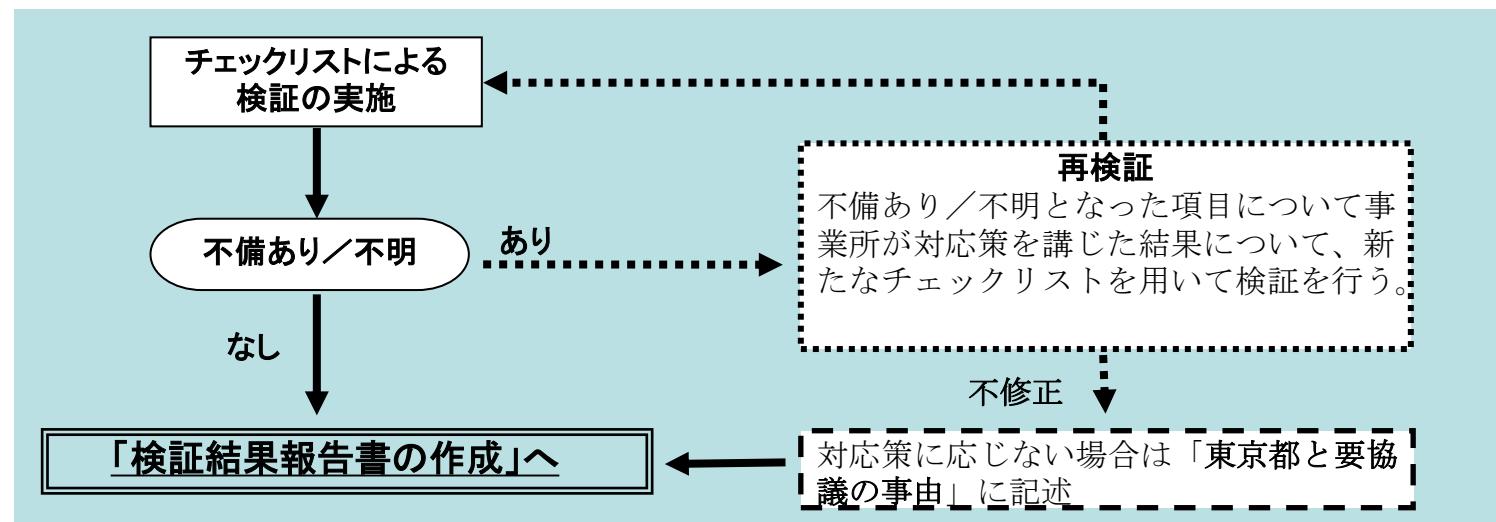
項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	「その他ガス削減量算定報告書」に記載された情報が、「その他ガス削減量算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報があるにも関わらず「その他ガス削減量算定報告書」に記載が無い、又は記載された情報が、「その他ガス削減量算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、「その他ガス削減量算定報告書」に記載された情報が「その他ガス削減量算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているかどうかの判断ができない。
該当なし	事業所の排出形態が項目に該当しない。事実が存在しないことの確認が必要な場合は「該当なし」としてはならない。

### 検証チェックリスト（F号様式）を用いた検証

(その他ガス削減量検証GL pp.17-18)

#### ■ 不備あり／不明の場合の対応、再検証の実施

- ① 不備あり／不明と判断したバージョンのチェックリストを保存。
- ② 新たなチェックリスト（バージョンを更新する）を用いて、不備あり／不明の箇所だけ再検証を行う。事業所が修正するなどの対応策を講じた結果を記録し、その結果、適合と判断した場合は判断結果を「適合」とする。
- ③ 事業所が対応策に応じない場合は、そのまま再検証を行わず「東京都と要協議の事由」に記述する。



### 3 排出量データの検証 (その他ガス削減量検証GL p.19)

#### 全数検証とサンプリング検証

- 基本的に算定に使用したデータ全てを検証する。
- 根拠データ多数で全数の検証が困難な場合は、サンプリングによる検証も可能。
- 検証機関はサンプリングの手順をあらかじめ定めておかなければならず、検証主任者等は定めた手順で行う。
- サンプリングによる誤差の評価が真の排出量に対して5%未満となるように設定する。
- 検証結果報告書の所定の欄にサンプリングについて記載する。
- サンプリング計画に関する書類（サンプリング検証を行った根拠データ、サンプリングのカバー率、誤差、誤差率）の作成が必要。

※サンプリング検証によって発見された誤差についても、事業者へ修正を求める。



# 検証の実施まとめ

項目	モニタリング計画書有効化	基準排出量	削減量	
対象	その他ガス削減量 モニタリング計画書	その他ガス基準排出量 算定報告書	その他ガス削減量 算定報告書	
検証ツール	その他ガス削減量 モニタリング計画書 検証チェックリスト	その他ガス基準排出量 検証チェックリスト	その他ガス削減量 検証チェックリスト	
現地検証	“～検証先事業所で現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へヒアリング等の検証を行う。” ※その他ガス削減量検証GL p.10	“原則として検証先事業所で現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へヒアリング等の検証を行う。～書類等のみで～変更がないことを検証機関が合理的に説明できる場合はこの限りではない” ※その他ガス削減量検証GL p.13、p.17		
事業者への登録証・修了証の提示	“～事業者に必ず提示する。” ※その他ガス削減量検証GL p.10、p.13、p.17			

有効化検証、基準排出量検証、削減量検証の全てにおいて、

検証計画の修正が必要な状況が生じた場合には、

検証主任者等は適宜検証計画を修正して、必要な検証手続を実施することが求められている。

修正が必要な状況とは、検証時に対応すべき新たな検証留意事項が確認された場合などが想定される。



### 情報通信技術(ICT)を活用した現地検証(参考)

#### 情報通信技術 (ICT) を活用した現地検証とは…

従来、検証先事業所に赴いて検証していた内容（現物確認やヒアリング）を情報通信技術（メール、電話、Web会議等）を用いて**現地に赴くことなく**実施する検証のこと。これまでの検証と同様に、**排出活動や削減活動の正確性・信頼性を確保する必要がある。**

なお、**情報通信技術を活用した現地検証**を実施する前に制度対象事業者と十分に協議すること。

#### 情報通信技術 (ICT) を活用した現地検証の例

- ・事業者がWebカメラを用いてモニタリングポイント等を撮影し、検証主任者がリアルタイムで確認や質疑応答する。
- ・事業者がデジタルカメラを用いてモニタリングポイント等を撮影し、検証機関へ送信した図面等資料を用いて、検証主任者が検証判断する。
- ・事業者がモニタリングポイント等を撮ったデジタル写真（または動画）で検証主任者が現物確認をする。
- ・これまで現地で目視確認していたもの（現物）を書類と電話ヒアリングで確認する。

**※写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。**



# 第6章 検証結果の取りまとめと報告

(その他ガス削減量検証GL pp.21-24)

1. 検証結果のとりまとめ
2. 検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定
3. モニタリング計画書の有効化検証結果報告書の提出
4. 基準排出量検証結果報告書の提出
5. 削減量検証結果報告書の提出



### 1. 検証結果のとりまとめ (その他ガス削減量検証GL pp.21-22)

検証結果報告書の「適合」の条件

【有効化検証の場合】

- モニタリング計画書がガイドラインに従って作成され、適切に報告されている。
- モニタリング計画書に記載された情報が、ガイドラインに従って報告されている。

【基準排出量検証及び削減量検証の場合】

- 算定報告書に記載された排出量がガイドライン及び承認されたモニタリング計画書に従って算定され、適切に報告されている。
- 排出量の算定に使用したデータが正しく把握されている。（サンプリング検証方式の場合、検証で発見した誤差の評価が5%未満）



## 東京都と要協議の事由の様式

- 検証の結果、「不備あり」もしくは「不明」が残った場合は、該当する項目について記載する。
  - 該当する項目の内容（チェックリスト等）
  - 不備あり、不明のどちらかの判断結果
  - 不備ありもしくは不明と判断した理由

検証先の事業所名称	
指定番号	
検証の対象年度	

5 東京都と要協議の事由

項目	不備あり /不明	「不備あり」「不明」の理由



### 2 検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定 (その他ガス削減量検証GL p.22)

#### ■レビューの内容

- プロセスレビュー

検証機関が定めた手続に従って検証が実施され、すべての手續が完了しているか

- テクニカルレビュー

検証意見が適切であるか

※当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者又は  
管理・検証精度確保部門が実施

#### ■レビューの承認（下記のいずれかの者）

- 検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の責任者

※検証機関の責任をもって検証意見を確定



# 3 モニタリング計画書の有効化検証結果報告書の提出

(その他ガス削減量検証GL pp.22-23)

## 【報告書の提出義務】

- 次の書類を検証先事業所に提出する。
- 各報告書の写しを帳簿に記載の日から7年間保管しなければならない。

## 【報告書の種類】

- (1) 検証結果報告書（第8号様式）
- (2) 検証結果の詳細報告書（モニタリング計画書）（A号様式）
- (3) その他ガスマニタリング計画書検証チェックリスト（D号様式）  
(検証終了時の全てのバージョン)



# 4 基準排出量検証結果報告書の提出

(その他ガス削減量検証GL p.23)

## 【報告書の提出義務】

- 次の書類を検証先事業所に提出する。
- 各報告書の写しを帳簿に記載の日から7年間保管しなければならない。

## 【報告書の種類】

- (1) 検証結果報告書（第8号様式）
- (2) 検証結果の詳細報告書（基準排出量）（B号様式）
- (3) その他ガス基準排出量検証チェックリスト（E号様式）

（検証終了時の全てのバージョン）

- (4) サンプリング計画に関する書類

※カバー率、誤差率等の算定根拠を示す書類

（サンプリング検証を採用している場合）



# 5 削減量検証結果報告書の提出（その他ガス削減量検証GL p.24）

### 【報告書の提出義務】

- 次の書類を検証先事業所に提出する。
- 各報告書の写しを帳簿に記載の日から7年間保管しなければならない。

### 【報告書の種類】

- (1) 検証結果報告書（第8号様式）
- (2) 検証結果の詳細報告書（削減量）（C号様式）
- (3) その他ガス削減量検証チェックリスト（F号様式）  
(検証終了時の全てのバージョン)
- (4) サンプリング計画に関する書類  
※カバー率、誤差率等の算定根拠を示す書類  
(サンプリング検証を採用している場合)



# 第3部 その他ガス削減量の算定方法と判断規準

(その他ガス削減量検証GL pp.25-32、その他ガス削減量算定GL pp.21-28)

## 第1章 算定範囲の設定

## 第2章 モニタリング方法

内容は、「排出量・削減量の算定ガイドライン」で解説したものとほぼ同じ  
検証として注意すべき点のみ、抜粋して紹介する。



## 2 算定対象排出活動の抽出 (その他ガス削減量検証GL p.28)

### (3) 算定対象から除く排出活動

#### 事業者の算定

##### ア 算定対象から除く排出活動

- ・事業所外での排出、住宅用途の活動について、算定対象活動から除く。

##### イ 算定対象から除くことができる排出活動

- ・事業所範囲に含まれ、かつ、その他ガスの排出を伴う活動のうち、算定排出量の有効数字に影響を与えないものは、算定の対象から除外することができる。

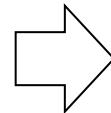
#### 検証の観点

- 事業所外での排出及び住宅用途での排出並びに少量排出が、削減量算定GL (p.22) どおり算定対象外とされているか
- 算定対象となる活動量から算定対象外となる活動量を減ずることで除外している場合は、算定対象外の活動量が要求される精度で計測されているか



## 3. 算定範囲の変更 (その他ガス削減量検証GL p.28)

- 検証先事業所の範囲の変更
- 事業活動の変更

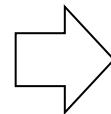


算定範囲を変更しなければならない

### 算定範囲とは

- 事業所範囲（特ガスの事業所範囲と同じ考え方）
- 削減活動（その他ガス削減量検証GL p.25）
- 算定対象排出活動（その他ガス削減量検証GL pp.25-26）

- 削減活動の内容の変更によってこれまで**算定対象範囲外**だったその他ガスの排出活動が新たに削減活動と関連をもつ場合



算定範囲を変更しなければならない

検証機関によるモニタリング計画書の再検証と東京都による再承認が必要



**ゼロエミッション東京の実現に向けて**

**TIME TO ACT**

**—今こそ行動を加速する時—**

東京都環境局HP <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>



東京都環境局